

令和6年度

ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業

～脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、実行支援まで～

【ハンズオン支援 募集要項】

○ハンズオン支援申請受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）随時募集

※申請についての詳細はP8「4. 申請方法」をご覧ください。

○申込方法

公社HPの電子申込フォームよりお申し込みください。

※申請書類の提出についての詳細はP9「5. 申請に必要な書類」をご覧ください。

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/zeroemi/projects/handson.html>

ゼロエミポータル ハンズオン支援

検索



問い合わせ先



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

事業戦略部 経営戦略課「ゼロエミ経営推進支援事業」担当

電話：03-5822-7232

e-mail : senryaku-reserve@tokyo-kosha.or.jp

目次

1	事業目的	3
2	事業内容	3
3	申請要件	6
4	申請方法	8
5	申請に必要な書類	9
6	審査	10
7	支援決定	10
8	支援決定後の注意事項	10
9	申請に際して提出された情報の取扱いについて	12

1 事業目的

ゼロエミッション※実現に向けた経営推進支援事業（以下、「本事業」という。）は、省エネ・再エネ、環境に配慮した製品の開発・販売等の脱炭素経営に取り組む事業者に対してハンズオン支援（伴走型支援）を行います。加えて、必要に応じた助成金等による資金支援を実施することにより、都内中小企業の持続的な成長を図ることを目的とします。

※ゼロエミッションとは、人間の活動や企業活動から排出される温室効果ガスや廃棄物を、省エネや再エネ等の排出量縮減やリサイクルなどによって、ゼロに近づけることを目指す取組です。東京都は、「2050年CO2排出実質ゼロ」に貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、中小企業の脱炭素化の取組を支援しております。

2 事業内容

本事業では、ハンズオン支援の申請を行った都内中小事業者等のうち、審査を経て支援決定を受けた事業者（以下、「支援事業者」という。）が実施する脱炭素化に向けた取組を支援します。ハンズオン支援では、マネージャーや専門家が企業を訪問し、①戦略・ロードマップの策定支援、②取組についての実施・評価改善支援、③設定目標に対する進捗確認の定着支援、といった3つのサポートをするとともに、必要に応じて助成金活用支援を実施します。

(1) ハンズオン支援

- ・経験豊富な公社マネージャー、各分野の専門家による伴走型サポート
- ・どのような取組を行っていくか戦略・ロードマップの計画策定と実行支援
- ・脱炭素化に向けた取組が経営や事業収益にもたらす効果（コスト削減・売上拡大等）、及びCO2削減効果を見える化

項目	詳細
支援事業	都内中小事業者等が実施する脱炭素化に向けた取組 [例] ・省エネ、再生可能エネルギーの導入 ・生産設備の見直し、効率化 ・環境配慮型の新製品開発、販路拡大 ・既存製品の原材料、物流、梱包等見直し
支援内容	脱炭素化に向けた事業計画の策定・実行及び効果検証等を継続してサポート（月1回程度） ※必要に応じて、各分野の専門家を派遣（無料）
支援期間	最長2年6か月間（マネージャーによる現地訪問は最大22回、専門家派遣は最大18回まで）
支援規模	30件
費用	無料
申請受付期間	令和6年4月1日～令和7年2月28日 随時募集 （申請受付件数が30件に達し次第、募集を終了いたします。）

(2) 助成金支援（任意活用・別途審査あり）

ハンズオン支援開始から約6か月程度経過後（公社マネージャーと専門家が月1回程度訪問）に、伴走型サポートを受けて策定した「脱炭素の戦略・ロードマップ」等を提出していただいた上で、ハンズオン支援事業者を対象に、脱炭素化に向けた取組を実行するために要する経費の一部を助成します。なお、支援事業者専用の助成金のため、ハンズオン支援を受けず、助成金のみを申請することはできません。助成金申請手続きに関する詳細は、支援決定後に事務局から各事業者へ直接ご案内します。

※下記に記載のない経費に関する助成金の情報を希望される方には、ハンズオン支援期間中に東京都の助成金を中心に随時情報提供いたします。

項目	詳細		例
助成対象経費 (一部経費に上限額を設定する可能性があります。)	※ 省エネ設備等の購入費・工事費等 (固定費削減/二酸化炭素削減に資するもの)	省エネ設備	LED照明設備、高効率空調設備、全熱交換器、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、遮熱等
		運用改善のための設備	デマンド監視装置、EMS、人感センサ等
		計測機器・装置	ロガー、電力量等のセンサ、流量計、温湿度計、熱量計等
		廃棄物を削減するための設備	破碎機、粉碎機、切断機、圧縮梱包機、選別機、洗浄機、脱水機等
		蓄電池	蓄電池
	PR費用 (自社のCO2削減の取組をPRするもの)	自社Webサイト制作・改修費	Webサイトの制作・改修(リニューアル)を外部の専門業者に外部委託する経費
		動画制作費	動画制作を専門業者へ外部委託する経費
印刷物製作費		チラシ・カタログ等の印刷物を専門業者へ外部委託する場合のデザイン及び印刷費	
助成対象期間	交付決定日から最長1年6か月		
助成率	助成対象経費の1/2以内	助成限度額	1,500万円
申請受付開始	(予定)令和6年5月頃から順次	交付決定日	(予定)令和6年7月頃から順次

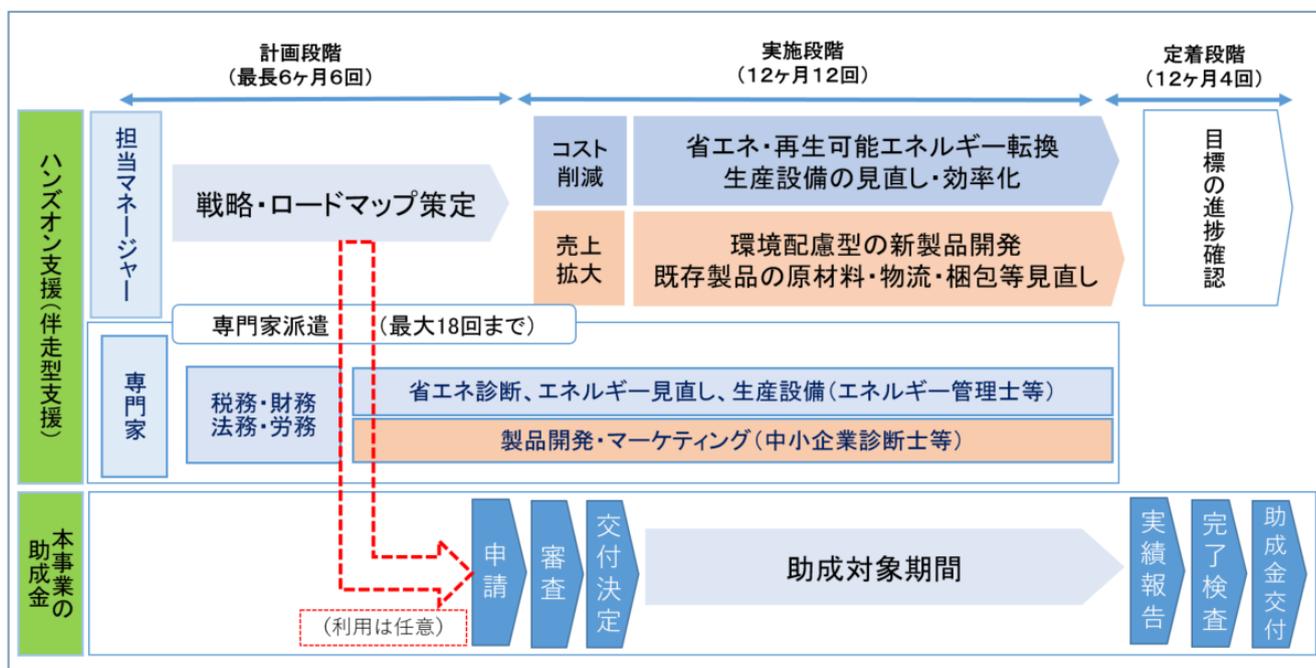
※「生産・量産対応に係る経費」や「収益(収入)の増加を直接の目的とする経費」は、助成対象となりません。

(3) 事業の流れ

まずは、申請書類（P 9 参照）を提出し、書類審査を通過して支援決定を受ける必要があります。その後、ハンズオン支援を受けながら脱炭素経営に取り組んでいただきます。なお、脱炭素化の取組に経費を要する場合は、支援決定後に本事業利用者専用の助成金に申請することができます。助成金申請手続きに関する詳細は、支援決定後に事務局から各事業者にご案内します。



<ハンズオン支援の概要>



※上記の他、公社の他事業・東京都等の助成金・脱炭素に関する情報提供等を随時行います。

(4) その他

申請者又は申請内容が次の項目を満たしていない場合、本事業の性質上、支援が困難となりますので予めご確認ください。

- ① 本事業による取り組みが、脱炭素化に寄与することが見込まれること。
- ② 脱炭素経営に取り組む意思があり、公社マネージャー等によるハンズオン支援を必要としていること。
- ③ 代表者が本事業への申請に賛同しており、取り組みを実行するための社内体制が構築できること。

※申請書の内容だけでは、脱炭素化に寄与する取り組みかどうか判断がつかない場合は、本事業の窓口相談や準備支援（現地調査等）をご案内させていただく場合がございます。

3 申請要件

申請に当たっては、次の(1)～(5)のすべての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、支援対象期間が終了するとき(それより前に支援期間が完了する場合はその完了時)まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

(1) 都内で実質的に事業を行っている(※)こと。

※ 申込を行った事業所所在地において、単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申込書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 中小企業者で、大企業(※1)が実質的に経営に参画(※2)していないこと。

- ・ 中小企業者とは、会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社)及び個人事業者をいいます。
- ・ 中小企業者に該当する法人は以下のとおりです。業種名は日本標準産業分類に基づきます。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業(一部はサービス業に該当)、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(3) ハンズオン支援申込時点で次のいずれかに該当すること。

- ア 法人：東京都内に登記簿上の事業所(本店または支店)を有していること。
- イ 個人事業者：東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいること。

(4) 支援事業の実施場所は、次のア、イのいずれにも該当していること。

ア 自社の事業所、工場等であること。(賃貸借契約をしている建物も含む)

イ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県のいずれかであること。

(5) 申請に必要な書類を全て提出できること。(P9「5 申請に必要な書類」参照)

○助成金の申請をお考えの方へ

助成金に申請される場合、ハンズオン支援の申請要件に加えて以下の申請要件も満たしている必要があります。

①同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。

②本助成事業の申請は、一企業につき一件であること。

③同一内容で公社が実施する助成事業に申請していないこと。

ただし、過去に採択されたことがない場合は、この限りではない。

④事業税等を滞納(分納)していないこと。

⑤東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

⑥申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

⑦過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

⑧民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況が存在しないこと。

⑨助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

⑩東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

⑪公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

⑫その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

4 申請方法

(1) 申請の流れ

手順	内容
<p>【STEP 1】 事前相談</p>	<p>○申請にあたって、下記のような相談事があれば事前に窓口相談が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンズオン支援の内容や申請方法について知りたい。 ・助成金の内容や利用方法について知りたい。 (事業者のニーズに合わせたゼロエミに関する助成金の紹介も行っております。) ・自社でどのような脱炭素の取り組みが可能か知りたい。 ・省エネや再エネ導入に取り組んでみたい。 ・環境に配慮した製品・技術・サービスを開発・販売したい。 <p>⇒事前相談が必要なく、すぐにハンズオン支援に申請したい方は、【STEP 2】へ ⇒事前相談を行いたい方は電話 (03-5822-7232) もしくは下記 URL よりご予約ください。 URL https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/zeroemi/projects/soudan.html</p>
<p>【STEP 2】 申請書類の取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下記 URL から申請書 (ハンズオン支援 申請書) および「申請書記入例」をダウンロードしてください。 <p>URL https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/zeroemi/projects/handson.html</p>
<p>【STEP 3】 申請書類の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請書記入例」を参考にして、ダウンロードした申請書に必要な事項を記載してください。 <p><u>※申請書作成前に、本募集要項を必ずご確認ください。</u></p>
<p>【STEP 4】 申請書類の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P9「5. 申請に必要な書類」を確認の上、下記 URL の申込フォームから提出してください。 <p>URL https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/zeroemi/projects/handson.html</p> <p>申請手続きは、①「ネットクラブ会員サービス」へのご登録の後、②申込フォームへの必要事項入力と提出書類のアップロードをすることで完了します。 ※既にネットクラブ会員サービスへのご登録がお済みであれば①の手続きは不要です。</p> <p>[① 公社ネットクラブ会員へのご登録] ネットクラブ会員サービスへのご登録がお済みでない方は、ページ下部「新規登録はこちら」というリンクから会員登録ページへ移動できます。</p> <p>※ネットクラブ会員の登録時点では、まだ申請予約手続きは済んでおりません。ネットクラブ会員登録の後、下記②の手続きで申請手続きを行ってください。</p>

	<p>[② 申込フォームへの入力、資料アップロード]</p> <p>上記①の登録をした後、申込フォームから申請手続きを行ってください。 ページ下部「ハンズオン支援申込フォームはこちら」というリンクから移動できます。</p> <p>※注：容量オーバーで添付できない場合、下記アドレス宛にメールでご提出ください。 メール送信の際は、<u>タイトル（件名）を、「【メール申請】ゼロエミ ハンズオン支援申込」として</u>ください。</p> <p>[メール送信先] senryaku-reserve@tokyo-kosha.or.jp</p> <p>①、②両方の手続きと、申込フォームへの入力・資料アップロードをもって申請が完了します。</p> <p>・内容確認後、事務局より「ハンズオン支援事業者決定」のご案内をいたします。 (申請完了後からハンズオン支援事業者決定まで、2～4週間程度要します。予めご了承ください。)</p>
--	--

(2) 応募書類の作成及び提出における上記以外の注意事項

- ① 申請書は日本語で記載してください。
- ② 申込フォームへの入力内容は、送信後の加筆・修正等はできません。
- ③ 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

5 申請に必要な書類

申請にあたっては、注意事項をご確認の上、下表記載の該当する全ての書類を提出してください。

No.	提出書類		入手先
(1)	ハンズオン支援申請書（誓約書含む）【指定様式】		公社 HP
(2)	脱炭素の取り組みに関する補足資料【任意】		任意様式
(3)	登記簿謄本		各自 保管分
	法人	個人事業者	
	「履歴事項全部証明書」の原本 ※発行後3か月以内のもの	「開業届」の写し ※電子申告の受信通知（メール詳細） 又は税務署の受付印があるもの ※マイナンバーは黒塗りし、隠してください。	

6 審査

(1) 申請書類は、事務局に到着した順に内容を確認します。不足・不備がないことを確認できたものから受理し、申請書類に基づいて審査を行います（申請書類の到着順ではありません）。

審査は次の視点で行います。

① 申請者が申請要件を満たしているか。

② 本事業による取り組みが、脱炭素化に寄与しているか。

※申請書の内容だけでは、脱炭素化に寄与する取り組みかどうか判断がつかない場合は、本事業の窓口相談や準備支援（現地調査等）をご案内させていただく場合がございます。

③ 本事業で支援した場合の効果が見込めるか。

(2) 申請書類に不備・不足等が判明した場合、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

7 支援決定

支援決定は、「支援決定通知書」により担当者宛てにメール通知します。

※支援決定の結果に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますことを予めご了承ください。

※支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。

8 支援決定後の注意事項

(1) ハンズオン支援の実施

支援決定後、専任の公社マネージャーが月1回程度、訪問・オンライン等で支援を実施いたします。（適宜専門家も派遣可能でございます。）

ハンズオン支援はすべて日本語で実施いたします。通訳等が必要な場合は、支援事業者ご自身でご準備いただきますようお願いいたします。

(2) ハンズオン支援期間中における留意事項

① ハンズオン支援期間は、最長2年6か月で、派遣回数はマネージャーが最大22回、専門家が最大18回となります。

② マネージャーや専門家の業務は、貴社が行う取組や意思決定に対する助言等です。業務の代行や経営判断は致しかねますのでご了承ください。

③ マネージャーと専門家は、具体的な貴社の取引等には関与いたしません。貴社の取引等の最終判断は当事者間の責任で行っていただきます。

④ 派遣地域は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県のいずれかとなります。

⑤ 本事業における支援対象期間は原則、最大2年6か月とさせていただきます。なお、貴社のゼロエミッションの取組状況や内容によっては、支援が難しい場合があります。また、協議の上で支援を終了させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

⑥ 事務局が進捗状況等に係る連絡や支援への同席を行う場合がございます。

⑦ 直近2期分の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（作成している場合）の写しのご提出をお願いする場合がございます。

⑧ 派遣されるマネージャーや専門家は以下のいずれにも該当してはなりません。

ア 派遣対象事業者の4親等以内の親族である者

- イ 派遣対象事業者の子会社又は親会社（子会社及び親会社の定義は、会社法第2条1項3号及び4号に定めるところとする）にあたる企業に在籍している者
- ウ 派遣対象事業者との間に継続的な指導契約を締結している者

* 本事業の支援を受けていることについて、自社 Web サイト等で外部に公表する場合は事前に公社の承認を受けてください。

(3) 貴社をサポートする上での、公社ゼロエミッション経営推進マネージャー等の遵守事項等

- ① 法令・社会倫理及び公社におけるコンプライアンスの遵守を徹底します。
- ② 自らの職務に利害関係があるものから金品の受領、又は便宜の供与を受けません。また、その職を退いた後も、在任中の職務に関わって金品を受領し、又は便宜の供与を受けません。
- ③ 職務上知り得た情報については、秘密を厳守し、職務以外に利用しません。また、その職を退いた後も同様といたします。
- ④ 遵守事項等に定めのない事項については、双方協議のうえ、誠意を持ってこれを解決するものいたします。

(4) 支援の中止

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、通知や協議の上、支援を中止する場合があります。

- ① 支援事業者の取り組みが、脱炭素化に寄与しているか判断がつかないとき。
- ② 支援事業者が支援の受け入れを辞退したとき。
- ③ P6「3 申請要件」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- ④ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

(5) 名称・所在地・代表者・ご連絡先等の変更について

名称・所在地・代表者・ご連絡先等に変更があった場合には、速やかに公社にお申し出ください。

(6) 支援決定の取消し

支援事業または支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援の全部もしくは一部を取消し、不正の内容、支援事業者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 申請内容と異なる事実が認められたとき。
- ② 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ③ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ④ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ⑤ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- ⑥ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- ⑦ 公社が支援事業者として不適切と判断したとき。

9 申請に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下のとおり行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目的	(7) 当会社からの行政機関への事業報告 (イ) 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
項目	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手段	電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記「目的」の「(イ)」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

- ◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。